

ソフトバンクモバイル株式会社行動計画（第2期）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全体が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間

2. 内容

目標1. 計画期間内に、男性の育児休業の取得を促進するため、育児休業を5日間有給とし、かつ有給の育児休業の期間は配偶者が子を養育できる状態でも取得可能とする制度を導入し、周知する。

<対策>

- 平成19年4月 5日間有給の育児休業制度を導入する。
- 平成19年10月 5日間有給の育児休業制度を周知する。

目標2. 計画期間内に、子どもが生まれる際の父親の休暇の日数を3日間から5日間に拡大し、周知する。

<対策>

- 平成19年4月 配偶者出産休暇を3日間から5日間に拡大する。
- 平成19年10月 5日間の配偶者出産休暇を周知する。

目標3. 計画期間内に、職種を限定した妊娠中の短時間勤務制度・法定以上の産前休暇制度を導入し、周知する。

<対策>

- 平成19年4月 職種を限定した妊娠中の短時間勤務制度・法定以上の産前休暇制度を導入する。
- 平成19年10月 職種を限定した妊娠中の短時間勤務制度・法定以上の産前休暇制度を周知する。

目標4. 計画期間内に、ノー残業デーを実施する。

<対策>

- 平成19年11月 ノー残業デーを実施する。

ソフトバンクモバイル株式会社行動計画（第2期）

目標5. 計画期間内に、小学校6年生終了までの子を持つ社員を対象とした子供の授業参観や運動会の参加のための休暇制度を導入し、周知する。

<対策>

- 平成19年4月 小学校6年生終了までの子を持つ社員を対象とした子供の授業参観や運動会の参加のための休暇制度を導入する。
- 平成19年10月 小学校6年生終了までの子を持つ社員を対象とした子供の授業参観や運動会の参加のための休暇制度を周知する。